

令和 6 年度 第 1 回豊田市障がい者計画推進懇話会意見・質問

1 懇話

(1) 第 5 次豊田市障がい者ライフサポートプランの進捗について

意見と回答

(委 員) ①施策分野 7 No.85

児童クラブにも看護師を派遣しているのか。

②施策分野 1 No.11

福祉車両による移送サービスの事業方針に「廃止を含め事業を見直しながら継続して実施」とあるが、廃止を考えているか教えてほしい。廃止はやめてほしいし拡充してほしい。

(事務局) ①放課後児童クラブの所管がこども・若者部になるため、この場で確実な回答はできない。

②福祉車両による移送サービスは、福祉事業団・暖に予備車両の未利用時間帯での有効活用を検討する中で、車椅子利用者の移動支援の一助になればということでスタートした制度であり、拡充は検討していない。廃止を含めということに関しては、昨年度、旧町村部時代から続く移動支援を整理する際に廃止を含め検討した流れを記述している。

(委 員) ①施策分野 3 No.22

点字プリンターを購入検討の際に点訳には向いていないと伝えたが、それでも選んだ理由とは。また、次第作成以外に使用する場面はあるのか。

②施策分野 3 No.31

点字版広報が 53 部と書かれているが、だれが読んでいるのか。

③施策分野 3 No.33

朗読と音訳の使い分けに意味はあるのか

(事務局) ①点訳を少しでも効果的に出来たらよいという考えのもと、万全ではないながらも、予算措置のある時に点字プリンター購入した。また、点字プリンターを買ったことによって、全庁に視覚障がいがある方への伝え方を意識してほしいという思いもある。

②市政発信課が所管になるため、この場で確実な回答はできない。

(委 員) 音訳の CD で読むことが多い。また、QR コードの場所をわかるようにしてほしい。

(事務局) QR コードの掲載について、ホームページ等に誘導し、興味を持った人に、より多くの情報を伝える有効な手段であるが、紙媒体から QR コードがどこにあるか示すことを意識できていないことが現状だと思う。逆に何か方法がないか解決策があれば教えてほしい。

(委 員) ③図書館管理課が、「朗読」と「音訳」を明確に分けているかは分からないが、本の朗読ということで、過去から朗読という名称だと思う。

(事務局) 名称も含めて意見があったことを図書館管理課に伝える。

(委 員) ①施策分野 3 No.22

電話リレーサービスはどういったときに使用できるかなど、啓発や周知をしてほしい。

②資料 1-2

市役所がすべての事業をやっているわけではなく、活動する段階で委託先にも任せていることがあると思うが、どんな団体が委託を受けており、どんな活動をしているか知りたい。

(事務局) ①愛知県から各市町村に対して電話リレーサービスを利用促進していくように通知が来ている。市では窓口ポスターを掲示する等の対応を行っている。

(事務局) ②資料 1-2 に必要な項目に欄等の様式を変えずに委託先を掲載していく形で、対応をとる。

(委 員) なぜ豊田市では、頼んだ全てを窓口の設置手話通訳者が代理で電話してくれないのか。すぐに考えが変わるということは難しいと思うが、検討していただきたい。

(事務局) 窓口の設置手話通訳者が、窓口で私的な用事の代理電話を行うことは業務外であるが、他部署への電話が窓口の手続に必要な代理電話は行っている。可能な限り寄り添った対応はしていくが、詳細は今後の協議等で議論していきたい。

(委 員) 資料 1-1 2 施策分野 2 権利擁護・虐待防止

部活動など様々な事業が地域に移行していく中で、地域に根差した障がい者相談について今後どのように考えているか、細かい部分まで対応することができるのか。

(事務局) 豊田市は合併したことにより地域によって大きな特性が異なり、地域によって障がい者の相談内容も大きく異なる。今回の相談支援体制の変更に関しては、部活動の地域移行とは異なり、すべて委託の相談支援事業所が仕事として責任をもってその地域の相談を基本的に受け付ける。また、中学校区を単位としているがさらに大きな5ブロックに基幹的リーダーを定めて内容を聞き取り情報共有している。また、基幹的リーダーと豊田市が月一回程度会議を行い、状況把握と内容を聞き取り、連携を図っている。委託相談員15名から24名に増やし、より相談できる体制を強化している。

(委員) 施策分野3 No.23

市民向け体験講座とあるが、手話や点字だけで、要約筆記はしないのか。今年度もするのであれば、要約筆記もいれていただきたい。

(事務局) 相互理解と意思疎通に関する条例ができた中で、市民も手話と点字に携わる機会が増えればよいと思い市民向け体験講座の実施を始めた。市民のニーズ等を聞いた上で要約筆記を含め今後の市民向け体験講座の在り方を検討させていただく。

(委員) 施策分野1 No.1

心のバリアフリー推進講座が7月に依頼があり、バリアフリーに関して市の職員から問題ないと聞いていたが、実際には階段があり車椅子が使用できなかった。車いすが使用できるか行不安になり急遽講師を変更した。調整する際に、会場がバリアフリーかをしっかり確認していただきたい。

(事務局) 今後、会場を確認し必要な合理的配慮を図りたい。

(委員) 施策分野1 No.4

一般市民に対して精神に関する啓発の内容があれば教えていただきたい。

(事務局) 障がい福祉課としては、様々なイベントを通して市民啓発活動を行っている。精神障がい中心に啓発を行っていないが、心遣いクイズで障がい特性を含めてこういった配慮が必要かを市民に考えてもらう啓発を実施し、また興

味を持ってもらえた方にパンフレットといった啓発資料を配布している。精神障がいに関しては保健支援課が市民向けの啓発活動を行っているとの認識している。

（委 員）施策分野 3 No.25

- ① コミュニケーション支援ボードについて今後の啓発やさらに作成する予定はあるか。
- ② 地域の支援員などほとんどの方がコミュニケーション 支援ボードの存在を知らない。災害用も含めて知らない方のほうが多いように聞こえるが、今後どうしていくか。
- ③ 災害版支援ボードの在庫はどれくらいあるか

（事務局）① 今後、何かを作る具体的な計画はない。

- ② 防災対策課と市の職員が連携し毎年市の職員向けに周知し、市の職員が防災倉庫を確認する際にコミュニケーション支援ボードについて確認している。今後も周知を含めて活用を検討していきたい。

- ③ 数は今わからないが大きい段ボールで二箱分程ある。

（委 員）手話通訳派遣の参加費をとる場合、派遣してもらえない。情報保障ができなくなるため非常に困り、県に依頼すると金額も高くなってしまうため、考えていただきたい。

（事務局）障がい者差別解消法の改正により民間事業所も合理的配慮が義務化されたことに伴い、市の手話通訳者派遣要綱を見直し、参加費等をとっているのであれば経済活動と見なし、ほかの企業とも区別なく事業主催者が手話通訳者を用意することとなる。皆様のご意見を伺い、どのような制度運営がいいのか市としても知り検討していきたい。

(2) 次期ライフサポートプランを見据えた(仮)豊田市基幹相談支援センター構想
～地域で支え合い、自立できる体制づくり～

意見と回答

(委員) 3年後を見据えて今年から5ブロックに地域を分けており将来的に基幹相談支援センターなるであろう委託先が、利用者が多く手一杯で動けないことがあると聞く。入札で委託先を決めているが、相談員の質で決めてほしい。相談支援事業所のたらいまわしの現状や相談員の実態調査をし、行政として把握してほしい。

(事務局) 委託の相談事業所では、基本的に断らず丁寧な対応を心掛けているが、相談件数がかかなり多く、順次対応しているのが現状である。毎月1回は、相談の状況について、各ブロックの基幹的リーダーが集まる会議で市として状況を確認しているが、決して、たらいまわしをしている現状ではない。3年後に向けて相談支援体制を考えていきたい。また、今後5つの基幹相談支援センターが相互に助け合える仕組みやあり方を検討していく中で決めていきたい。

(委員) 精神の手帳保持者数が年間300人ずつ増加しているが、市民は精神障がいについて知らない方が非常に多い。精神障がいと関係がないと知識を増やそうとする意識が低いため、もっと啓発をしてほしい。自治区の回覧板などでも回して、一般市民にも知ってもらいたい。

(事務局) 市民への周知活動について様々な種がいの特性を啓発していくことが重要である。しかし自治区の回覧板は、様々な部署、団体から自治区の回覧板に載せてほしいという案件が多くあり、分かりにくくなってしまうとの自治区の声から、自治区の回覧板に載せることはハードルが高いと思われる。

(委員) 基幹相談支援センターは具体的にどこにあるのか。

(事務局) どこにするかなど具体的に何も決まっていない。これから決めていくため、みなさんの意見を聞いてより豊田市の障がいに関する相談をしやすい良い形にしていきたいと考えている。

(3) 市の窓口等における意思疎通の状況について

意見と回答	
(委 員) 市の窓口で要約筆記のマークが書いてあるだけですぐ書く準備ができていない。進んでほしい	(事務局) 啓発を含めて力を入れていきたい。
(委 員) 今後も柔軟な手話通訳者派遣の考え方でお願いしたい。	(事務局) 法律や手話通約者派遣要綱の改正によってより対象を明確にしたが、今後も市民目線で取組を進めたい。
(委 員) 手話通訳の参加費についてどこまで過重ととらえるのか。参加費を参加者のために使えない。	(事務局) 過重の判断に、具体的な基準はない。 イベントの参加費用をとることを経済活動と見なし、民間事業者を一律に、イベント主催者が手話通訳者を用意することを定めている。合理的配慮の中で行っていただきたい。
(委 員) 博物館のオープンに合わせてヒアリングをしてもらった。内覧会に呼んでもらいバリアフリーについて確認したが、いい工夫もあったが惜しい点もあった。博物館に対しての意見はどこにすればよいのか。	(事務局) 直接博物館に言っただけのが一番良い。
(委 員) 市役所の番号札をどのようにとればよいのか。音声での案内もないためいつも近くの人に番号札をとっていただいている。他の庁舎も含めてスムーズな対応をしていただきたい。	(事務局) 東庁舎 1 階フロアに案内人がおり、障がいに対する配慮ができるよう伝えていく。もしいない所であれば、近くにいる職員に対応していただけるように周知していく。